



WAKAMATSU
OFFICE

若松税理士事務所通信

令和 5年11月号 No.126

<ごあいさつ>

10月以降、朝夕は肌寒くなり、日中との温度調節が難しい日が続いております。風邪など引かれませぬよう、くれぐれもお体ご自愛下さい。

<税務のご案内について>

◎年末調整と源泉所得税の納付

11月に入り、年末調整の作業を行っている最中かと思えます。年調年税額の計算後は、従業員様に過不足額の精算を行うと同時に、源泉所得税を納付する必要があります。毎月納付の場合は翌月10日が、**納期の特例**の場合（7月～12月支給分）は1月20日が納付期限なので、納付漏れがないようご注意ください。

◎確定申告のご準備

個人の方は、暦年課税のため、1月～12月が事業期間になります。申告期限は、3月15日ですが、ゆとりある申告手続きのためには、早め早めに必要な書類をご準備していく必要があります。なお、商品・仕掛品・貯蔵品がある場合には、12月末日時点での棚卸表を作成する必要があります。年末は何かとお忙しいと思いますが、お早めにご準備をお願い致します。

また、各所得控除を受けるためには、各控除証明書（生命保険料、地震保険料、国民年金・年金基金、小規模共済）や領収書（医療費、寄附金）が必要です。

なお、住宅ローン控除等をうける場合には、控除申告書および借入金年末残高証明書が必要です。

◎消費税の簡易課税の届出

基準期間の課税売上が5,000万円以下であれば、簡易課税制度による計算ができます。

ただし、この制度を選択する場合には、**適用を受けようとする事業年度の前年度末日まで**（個人は12月末日）に届出を提出する必要があります。

なお、多額の投資を考えている方は、原則課税と簡易課税の有利判定を行いましょう。

<インボイス制度のご準備について③>

不適格簡易請求書に必要な記載事項は下記の通りです（財務省資料）。※不特定多数の者に対して販売を行う業種（小売業、飲食店業、タクシー業等）のみ

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜又は税込）
- ⑤ **税率ごとに区分した消費税額等又は適用税率**

【イメージ】

宛名は、不特定多数の者を相手とする事業の場合、省略可（「上様」も可能）

但書は、
・標準税率対象、軽減税率対象、非課税等に区分ができる程度の記載が必要。
（「お品代として」は不可）
・また、「軽減税率の対象である旨」も記載が必要
※シート（明細書）の添付に代えることも可能

対価の額・消費税額等は、税率ごとに区分して記載

書類の作成者の記載は、屋号でも可（交付する事業者が特定できる場合に限り）

登録番号の記載
※インボイス制度導入前において記載することも可能

<11・12月の税金関係>

（財務省資料）

- ① 9月決算の確定申告・3月決算の中間申告
- ② 所得税の予定納税額の納付・・・11月末日
- ③ 個人事業税の納付・・・11月末日
- ④ 固定資産税の納付・・・12月末日
- ⑤ 源泉所得税（納特）の納付・・・1月20日

また、確定申告までには、まだまだお時間はありますが、そろそろ確定申告の対策や資料・納税資金等のご準備をすすめていく必要があります。

最後までお読みいただきありがとうございます。

ご質問等ございましたら、
電話・メール・FAXにて
お気軽にご連絡下さい。

若松大介税理士事務所
下関市山の田中央町 4-17
電話：083-242-1448
FAX：083-242-1449
E-mail：info@wakamatsu-office.com
HP：www.wakamatsu-office.com

